

補助金等取扱基準

補助金等の名称	いきいき市民推進チーム・輝くSUWA補助金
補助事業等の目 標	男女共同参画社会づくりを推進するために組織された、いきいき市民推進チーム・輝くSUWAが行う事業の推進を図る。
補助事業等の対 象 者	いきいき市民推進チーム・輝くSUWA
補助対象経費	いきいき市民推進チーム・輝くSUWAの活動に要する費用 (主な費用は、各イベント開催費、冊子・パンフ作成費など)
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	予算の範囲内で市長が必要と認める額 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 男女共同参画社会づくりを推進するために、最重要施策として組織された団体であるため。
補助事業等の 評 価	補助事業者からの実績報告書をもとに、補助事業の内容を審査し、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	平成12年6月1日
補助事業等の 終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 男女共同参画社会づくりを推進するために必要と判断されるため。
情 報 の 公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 男女共同参画係